

高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 高知県のバリアフリー観光に関する相談対応態勢を整えるため、高知県おもてなし県民会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、高知県おもてなし県民会議（以下「県民会議」）内にバリアフリー観光推進部会を設置する。

（構成員）

第2条 バリアフリー観光推進部会の委員は、県民会議委員の中から県民会議会長が指名することとし、別表に掲げるとおりとする。

- 2 部会長は、バリアフリー観光推進部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長の任期は、県民会議委員の任期満了までとする。

（会議）

第3条 バリアフリー観光推進部会は、部会長の招集に応じて会議を開催する。

（業務の内容）

第4条 バリアフリー観光推進部会は、第1条に規定する目的に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高知県でのバリアフリー観光の相談対応のあり方の検討に関すること。
- (2) 高知県でのバリアフリー観光相談対応態勢整備の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、高知県おもてなしアクションプラン（バリアフリー観光関係）の推進に関すること。

（関係者の意見等）

第5条 部会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の意見を聴き、又は委員以外の関係者に関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 バリアフリー観光推進部会の事務局は、高知県観光振興部おもてなし課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、バリアフリー観光推進部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。